

令和3年度 監査事務局 運営方針

1 中長期的な運営方針(組織目標)

- (1) 行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与するため、違法、不正の指摘にとどまらず、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施します。
- (2) 監査等の実施にあたっては、春日井市監査基準に準拠し、対象部局に係るリスクを考慮するとともに、重点調査項目を定め、内部統制に資するチェック体制などに留意し、業務の改善を促します。

2 重点施策

(1) 定期監査の実施



概要 財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

- 取組**
- ① 「契約に関する事務」「収入に関する事務」を重点調査項目とする。
 - ② 対象部局のリスクの重要度や内部統制の有効性に留意し監査する。
 - ③ 監査対象年度の関係書類等を抽出調査し、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行う。

(2) 監査指摘事項等の周知徹底



概要 各課が事務の進め方などについて点検を行い、適正な事務が執行されるよう、定期監査での指摘事項等を全庁的に提供していきます。

- 取組**
- ① 監査指摘事項一覧の配付及びライブラリへの掲載による全庁的な情報提供
 - ② 事務改善策の情報提供・指導
 - ③ 会計事務担当者等への研修

(3) 行政監査の実施



概要 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

- 取組**
- ① 組織横断的なテーマ等を定め、対象となる事務について各部署から調査票の提出を求め、関係職員からの説明聴取を行う。